

介護保険負担限度額 認定の申請・更新

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

対象 ▽生活保護を受給している人▽世帯内および世帯分離している配偶者に住民税を課税されている人がいない、預貯金などが1000万円以下(配偶者がいる場合は合計2000万円以下)の人

※本人の収入などにより自己負担限度額は3段階に区分

※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯・親子世帯などは「特別減額措置」の対象となる場合もありますので相談してください

申請に必要な物 ▽申請書▽本人および配偶者の印鑑(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し

※申請書は介護高齢課・介護保険施設・市ホームページ

認定証の更新

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も必要な人は8月末日までに更新の手続きをしてくださいます。

申請・問い合わせ 介護高齢課(☎22292)

身体障がいに関する巡回相談会

県心身障害者福祉センターの職員や医師が来て、身体障がいに関する相談や補装具車いすなどの給付の相談を受け付けます。

日時 8月7日(水)午前10時～正午(要予約)

会場 市福祉会館

※障がい重いなどの理由で会場まで来ることができない人は、こちらから訪問して相談に応じることもできますので事前に連絡してください

相談内容 身体障がい者に関する各種相談・補装具の要否判定(整形外科のみ)

持ってくる物 印鑑・身体障害者手帳

申し込み・問い合わせ 7月

自衛官採用試験案内

群馬地方協力本部では、令和2年春採用予定の自衛官を募集しています。

航空学生

受験資格 高校卒業(見込み含む)～22歳の人

受付期間 7月1日(月)～9月6日(金)

一般曹候補生

受験資格 18歳～32歳の人

受付期間 7月1日(月)～9月6日(金)

自衛官候補生

受験資格 18歳～32歳の人

藤岡市ハザードマップの訂正
藤岡市ハザードマップ16ページにある避難所一覧の中で、⑨美九里東小学校の避難所としての使用可能区分が「使用不可：×」となっているのは誤りです。正しくは「使用可：○」で、避難所として使用できます。おわびして訂正いたします。
問い合わせ 地域安全課(☎27444)

中小企業退職金共済制度

国がサポートする中小企業のための退職金制度です。従業員の福祉の向上と雇用の安定のために活用ください。

内容 ▽掛け金の一部を国が助成▽掛け金は全額非課税で手数料も不要▽社外積立などで管理が簡単▽パートタイマーや家族従業員も加入可能

問い合わせ 中小企業退職金共済事業本部(☎03・6907・1234)・商工観光課(☎2318)

改元に伴う納税通知書・納入通知書などの年度表記
改元により5月1日から令和となりましたが、市で取り扱う▽固定資産税・市県民税などの税関係▽介護保険料▽市営住宅使用料▽特定健診受診券▽下水道受益者負担金関係通知などは、途中で年度表記が変わると混乱する恐れが



藤岡市チャレンジウイーク 中学生の職場体験活動

チャレンジウイークは、中学生が地域社会や自然の中でさまざまな体験活動を通して自分と向き合い、自分なりの「生き方」を真剣に考える機会となる大切な行事です。

地域や職場で子どもたちに働くことの意義や感謝の心、地域社会の素晴らしさを学ばせてください。地域の皆さん、今年も職場体験活動の場の提供にご協力をお願いします。

実施予定日 9月2日(月)～6日(金)

体験者 中学2年生

体験内容 勤労生産活動・職場体験活動・福祉・ボランティア活動など

問い合わせ 学校教育課(☎508212)

19日(金)までに電話で福祉課(☎2384)へ

その他



看護師育成奨学金

市では看護師人材の育成と確保のため、奨学金給付制度



を設けています。

対象 ▽保護者と共に市内に3年以上居住している人▽学業成績が優秀で品行方正、健康な人▽市内の大学に新規で入学し、学長が推薦した人▽保護者の前年中の合計所得金額が700万円以下で学費支出困難な人

※市奨学金貸与制度との併用はできません

定員 若干人

給付額 月額3万円

給付期間 4年間(大学での修学期間)

下水道排水設備工事責任技術者資格試験

下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験が実施されます。詳細は下水道課ホームページをご覧ください。

試験日 10月13日(日)

会場 高崎経済大学

問い合わせ 下水道課(☎2327)

あるため、5月1日以降も「平成31年度」と表記して取り扱います。それ以外で特に影響のないものは「令和元年度」と表記します。

平成31年度と表記されていても、法律上の効果が変わるものではなく、有効ですのでご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課(☎221)

譲原防災センター臨時開館

日時 7月28日・8月4日・11日・18日の日曜日、午前10時～午後4時

会場 譲原防災センター

内容 地すべりに関する映像上映や資料展示

入場料 無料

問い合わせ 利根川水系砂防事務所(☎0279・224177)



夏の県民交通安全運動 7月11日(木)～20日(土)

◆自転車と二輪車の交通事故防止

自転車は「車のなかま」です。自転車安全利用五則を守り、傘差し運転、携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転は危険なので絶対にやめましょう。

二輪車は自動車の死角などの特性を理解し、渋滞時のすり抜けや蛇行運転、無理な追い越しはやめましょう。

◆子どもと高齢者の事故防止

急な飛び出しや不用意な横断を予測し、子どもや高齢者の安全を守る運転を心掛けましょう。

◆飲酒運転の根絶

「しない!させない!ゆるさない!」を合言葉に一人一人が積極的に飲酒運転の根絶に取り組みましょう。

問い合わせ 地域安全課(☎2245)

自転車利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(▷飲酒運転・二人乗り・並進は禁止▷夜間はライトを点灯▷信号を守る▷交差点での一時停止と安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

